

湘南地区メディカルコントロール協議会湘南MC外傷セミナー実施細則

(目的)

第1条 この実施細則は、湘南地区メディカルコントロール協議会の実施する湘南MC外傷セミナー（以下「外傷セミナー」という。）の円滑な運営に関し、必要な事項を定める。

(カリキュラム)

第2条 湘南地区メディカルコントロール協議会の実施する外傷セミナーのカリキュラムは、別に定める。

(受講資格)

第3条 外傷セミナーを受講することができる者は、次のとおりとする。

- (1) 湘南地区メディカルコントロール協議会に属する消防職員
- (2) 湘南地区メディカルコントロール協議会に属する医療機関に従事する医師、看護師及び救急救命士
- (3) その他標準化教育作業部会長が認めた者

(指導者)

第4条 外傷セミナーの教育指導は、湘南地区メディカルコントロール協議会が認定する外傷技術指導員が指導にあたる。

(実施方法)

第5条 外傷セミナーは2日間に分けて実施することができる。

(認定等)

第6条 湘南地区メディカルコントロール協議会会長は、湘南地区メディカルコントロール協議会外傷セミナー実施規則第7条第2項の規定に基づき修了証を発行する。

2 湘南地区メディカルコントロール協議会会長は、湘南地区メディカルコントロール協議会外傷セミナー実施規則第7条第3項の規定に基づき認定証を発行する。

3 標準化教育作業部会会長は、外傷セミナーの教育、指導に携わった者に対し、湘南地区メディカルコントロール協議会外傷セミナー実施規則第7条第4項の規定に基づき実績証を発行する。

4 標準化教育作業部会は、外傷セミナー修了者を外傷セミナー修了者名簿に登録するものとする。

(実施細則改正)

第7条 この実施細則の改正は、標準化教育作業部会の議決を得なければならない。

(その他)

第8条 この実施細則に定めのない事項については、標準化教育作業部会で協議し決定するものとする。

附 則

この実施細則は、平成19年10月19日から施行する。